不適合NG!

それ不正改造って知ってますよね？

違法マフラーの排除対策を強化！

不正改造は犯罪です！

交換用マフラーは**基準適合品**をお使い下さい。

国土交通省

マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期　平成 22 年 4 月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

① 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不適合事例

■マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの

（例）マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの

② 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

（1）次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）自動車製作者表示（純正マフラー）

（例）自動車メーカー商号、商標等

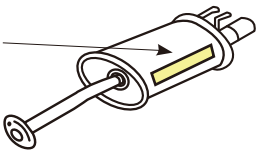

（ロ）装置型式指定品表示（自マーク）

（例）　自

（ハ）性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

（例）

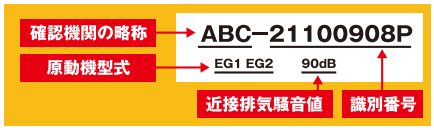

（第1種後付消音器の性能等確認済表示の例）

確認機関の略称のサンプル例

（ニ）協定規則適合品表示（Eマーク）

（例）

（ホ）欧州連合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）

（例）

（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。）

（2）次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

（ロ）加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。
（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。）

・COCペーパー（EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）
・WVTAラベル又はプレート（EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

注意！ 平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者 ▶ 整備命令の発令 →整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金

不正改造を実施した者 ▶ 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金